

## 自治基本条例について

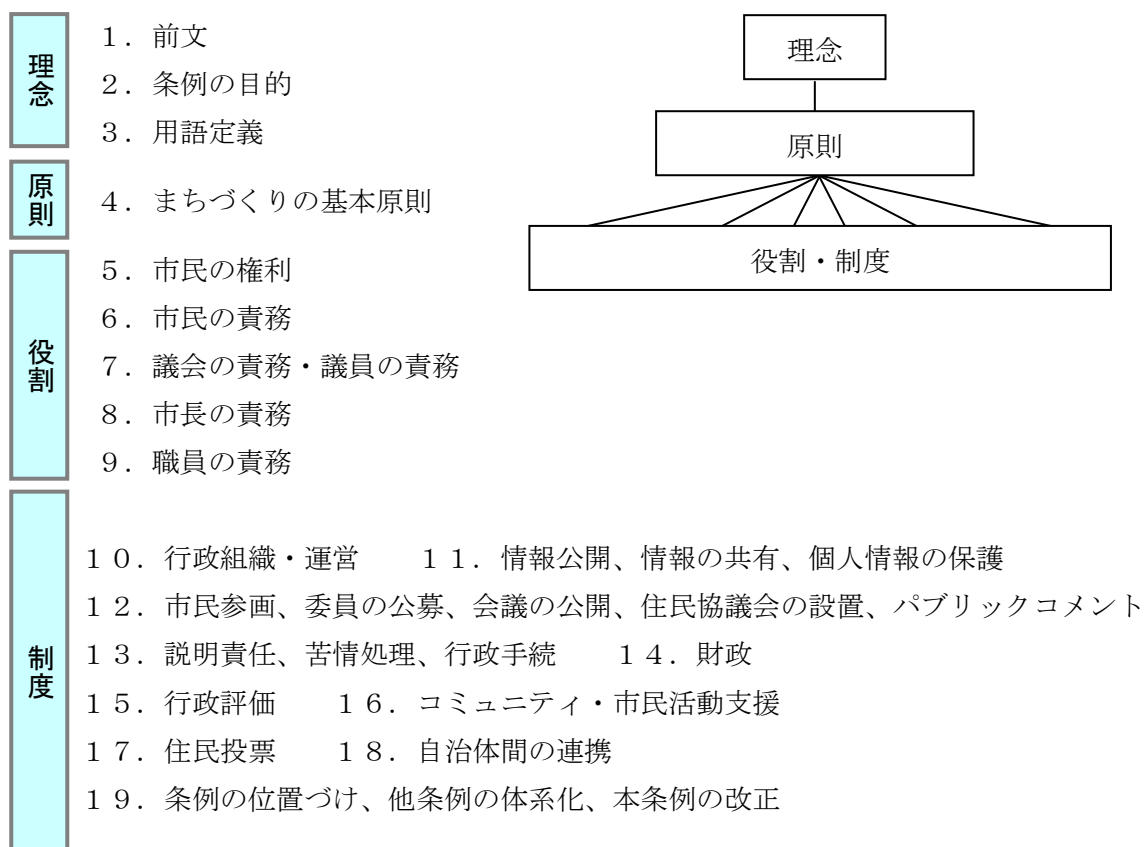
### 1. 自治基本条例とは

自治基本条例とは、自治に関する基本的な理念や市政運営の基本的な事項等を定めるものです。

自治基本条例が制定されると、市の他条例や計画等は、原則として自治基本条例の規定に適合するように制定(策定)又は運用されるので、自治基本条例は自治体における最高法規、いわゆる「自治体の憲法」と言われています。

### 2. 自治基本条例の内容

自治基本条例の内容は、自治体によって様々ですが、以下のような内容が一般的です。



### 3. 条例制定の背景と意義

平成12年の地方分権一括法の施行をはじめ、昨今の地方分権の流れの中で、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任のもと、地方自治体の自主性や主体性が強く求められています。

また、成熟した現代社会において、行政に対するニーズも多様化・高度化し、地方分権の本来の目的である個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、市民が主体的にまちづくりに参加することが不可欠であり、市民と行政との協働によるまちづくりの推進もより一層求められています。

このような背景から、自治基本条例を制定することにより、従来までの全国画一的な自治体行政から、地域の実情に合った自主性や主体性に基づく新しい自治体行政を展開することになります。

また、よりよいまちづくりのための基本的な理念、原則、役割分担、仕組みを条例として明文化することで、継続性が保障されるとともに、自治に関する基本的な理念が確立され、市民の市政参画、ひいては公民協働が促進されます。

### 4. 全国の自治基本条例の取り組み

この10年間で全国の様々な自治体が制定に取り組み、条例化されています。  
大阪府内の自治体では池田市など11市で制定しております。

### 5. なぜ自治基本条例が必要か？

門真市では、平成21年を「公民協働元年」と位置づけ、様々な方法により、市民と行政による協働のまちづくりを積極的に推進しています。

また、平成22年度から10年間の行政運営の指針となる「門真市第5次総合計画」においても「協働」をまちづくりの基本目標を達成するための基本姿勢とし、行政運営を行っていることから、今後、更なる公民協働を推進するために、市政運営に関する指針や、市民が市政運営に参加する際の基本的な考え方、ルールを独自に定め、共通の指針とする条例の制定が必要となります。

## 6. 条例制定の基本的な考え方

- ・自治基本条例は、自治に関する基本的な理念の確立を主な目的としていることから、条例の実行性を高めるために、市民が主体となった市民目線による制定方法とします。
- ・市民との協働によるまちづくりを実現すべく市民の権利と義務、市民参画の手法等を明記するとともに、地域ニーズの把握や地域課題の解決に向け、市民が主体となって取り組むことができる地域自治組織の設置も視野に入れ、地域の個性や主体性を尊重しながら市民の一体化を推進する条例づくりに努めます。
- ・市ホームページや広報紙を活用した市民アンケート、企業・団体ヒアリング、市民説明会、パブリックコメント手続など、多様な機会を活用し、可能な限り情報提供及び意見徴収に努めます。

## 7. 制定体制

### (1) 市民検討委員会

自治基本条例の実行性を考慮し、できるだけ広範な市民の意見が反映できるよう、公募市民及び学識経験者を委員とする市民検討委員会を設置します。

市民検討委員会は、条例の基礎となる項目を検討する「検討部会」、「検討部会」から提案された内容を踏まえて条例に体系化し、条例原案を作成する「策定部会」を設置します。

### (2) 条例制定検討委員会の設置

副市長をはじめとする全部局長により構成する条例制定検討委員会を設置し、市民検討委員会より報告された条例原案に基づき、専門的な検討を行い、条例案を検討します。

### (3) 条例検討ワーキンググループの設置

公募職員で構成するワーキンググループを設置し、市民検討委員会の「検討部会」との情報交換を図るとともに、行政の立場より助言を行います。

(仮称)門真市自治基本条例制定スケジュール案

	策定の基本的な流れ						市民等				庁内検討組織			市民検討委員会 (△は策定部会 □は検討部会)
	項目ごとの課題検討				条例原案作成		パブリックコメント	市民説明会	市内企業・団体ヒアリング	市民アンケート(広報紙)	庁議	条例制定検討委員会	条例検討WG	
	自治基本条例とは・市民個人の課題	議会・行政の役割	市民団体の役割・地域コミュニティについて	諸課題・前文・全体の総括	条例の体系化・素案の作成	条例原案の決定								
平成22年度	4月													
	5月													
	6月													
	7月													
	8月													
	9月													
	10月													
	11月													
	12月													
	1月													
	2月													
	平成23年度	4月												
5月														
6月														
7月														
8月														
9月														
10月														
11月														
12月														
1月														
2月														
3月														

WG参加者募集

市民検討委員会  
委員募集(8月広報)

制定方針の確認  
委員会の役割確認  
スケジュールの確認

各委員紹介  
正・副委員長・部会長の選出  
各部会の役割確認  
スケジュールの確認  
委員会の進め方

自治基本条例の勉強会

市民個人に関する課題について

検討部会の内容整理・検討

議会の役割について

行政の役割について

検討部会の内容整理・検討

市民団体の課題・役割について

盛り込み内容に対して行政の  
立場からの意見を整理

地域コミュニティの課題・役割について

検討部会の内容整理・検討  
前半部分のまとめ

その他諸課題の検討

前文の検討

全体像の検討

検討部会の内容整理・検討

条例原案に向けた課題の総括

条例体系化(案)の検討

条例(素案)の検討

条例(素案)の最終整理

条例(原案)に対して行政の  
立場からの意見を整理し条例(案)の決定

パブリックコメント・市民説明会  
を踏まえて条例(原案)の検討

策定部会でパブリックコメント・  
市民説明会を踏まえて条例(原  
案)の最終見直し  
↓  
合同部会を開催し、最終報告を  
行う  
↓  
条例制定検討委員会に条例原  
案の提出

議案不切

議案提出

門真市自治基本条例の制定

## (仮称) 門真市自治基本条例制定検討委員会

## 委員名簿

平成 22 年 9 月 1 日現在

氏 名	職 名	備 考
小 西 清	副 市 長	委 員 長
北 村 和 仁	副 市 長	副 委 員 長
下 浦 克 明	教 育 長	
辻 中 健	水道事業管理者	
柏 木 廉 夫	教 育 次 長	
稲 毛 雅 夫	総合政策部長	
大 西 敏 行	総 務 部 長	
市 原 昌 亮	市民生活部長	
高 尾 富士子	健康福祉部長	
大 下 明 男	福祉推進部長	
政 博 之	環境事業部長	
市 岡 弘 次	都市建設部長	
名 越 節 子	会計管理者	
西 政 道	水 道 局 長	
川 本 雅 弘	教育・学校教育部長	
下 治 正 和	教育・生涯学習部長	
西 浦 光 男	選挙管理委員会等事務局長	
柳 田 茂 夫	議会事務局長	

( 1 8 名 )

(仮称) 門真市自治基本条例制定検討委員会設置要綱

(設置)

**第 1 条** 自治に関する基本的な理念、市政運営の基本的な事項等が定められた本市における最高規範としての(仮称)門真市自治基本条例(以下「条例」という。)の制定に向けて検討するため、(仮称)門真市自治基本条例制定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 別に設置する(仮称)門真市自治基本条例を考える市民検討委員会の策定部会から報告された条例の原案に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例の検討等のために必要な事項に関すること。

(組織)

**第 3 条** 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の表に掲げる職にある者とする。

副市長、教育長、水道事業管理者、統括理事、教育次長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、福祉推進部長、環境事業部長、都市建設部長、会計管理者、水道局長、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局生涯学習部長、選挙管理委員会事務局長、固定資産評価審査委員会事務局長、監査委員事務局長、公平委員会事務局長、議会事務局長
---

(委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、門真市副市長事務分担規則(平成22年門真市規則第5号)第3条に規定する第1順位の副市長とし、副委員長は、同条に規定する第2順位の副市長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(学識経験者等の出席)

**第 5 条** 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

**第 6 条** 委員会は、第 2 条第 1 号に規定する条例の原案を踏まえ、条例案を作成し、市長に報告するものとする。

(庶務)

**第 7 条** 委員会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(細目)

**第 8 条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 30 日から施行する。

自治基本条例のパターン

①理念型

【箕面市まちづくり理念条例（平成 9 年 4 月施行）】

（構成）

第 1 条 目的	第 5 条 健康と福祉のまちづくり	第 9 条 自然との調和
第 2 条 まちづくり規範	第 6 条 文化創造のまちづくり	第 10 条 他世代の共生
第 3 条 まちづくりの主体	第 7 条 文化創造への支援	第 11 条 安全なまちづくり
第 4 条 市民参加のまちづくり	第 8 条 環境との調和と共生	

②市民参加制度規定型

【大東市自治基本条例（平成 18 年 4 月施行）】

（構成）

第 1 条 目的	第 12 条 <u>行政評価</u>	第 22 条 <u>人材づくり</u>
第 2 条 定義	第 13 条 <u>行政手続</u>	第 23 条 <u>子どもの育成</u>
第 3 条 最高規範性	第 14 条 <u>情報公開</u>	第 24 条 <u>コミュニティ</u>
第 4 条 市民の権利と責務	第 15 条 <u>個人情報保護</u>	第 25 条 <u>危機管理</u>
第 5 条 事業者の権利と責務	第 16 条 <u>組織及び職員</u>	第 26 条 <u>パブリックコメント</u>
第 6 条 議会の役割と責務	第 17 条 法令順守	
第 7 条 開かれた議会	第 18 条 <u>公益通報</u>	第 27 条 <u>意見、要望への対応</u>
第 8 条 議員の責務	第 19 条 <u>広域行政</u>	
第 9 条 市長等の役割と責務	第 20 条 協働のまちづくり	第 28 条 <u>住民投票</u>
第 10 条 総合計画	第 21 条 市民等と行政の協働推進	第 29 条 条例の見直し
第 11 条 財政運営		第 30 条 委任

③市民参画制度運用型（内在型）

【岸和田市自治基本条例（平成 17 年 8 月施行）】

（構成）

第 1 条 目的	第 13 条 職員の責務	第 25 条 組織
第 2 条 定義	第 14 条 コミュニティ活動	第 26 条 法務
第 3 条 基本原則	第 15 条 <u>地区市民協議会</u>	第 27 条 財政
第 4 条 市民の権利	第 16 条 協働	第 28 条 行政評価
第 5 条 市民の責務	第 17 条 参画	第 29 条 外部機関その他第三者による監査
第 6 条 事業者の権利	第 18 条 意見聴取制度	
第 7 条 事業者の責務	第 19 条 審議会等の運営	第 30 条 国及び大阪府との関係
第 8 条 議会の権能	第 20 条 住民投票	第 31 条 他の地方公共団体及び関係機関との関係
第 9 条 議会の責務	第 21 条 情報の共有	
第 10 条 議員の責務	第 22 条 個人情報の保護	第 32 条 最高規範性
第 11 条 市長の責務	第 23 条 説明責任	第 33 条 条例の見直し
第 12 条 他の執行機関の責務	第 24 条 総合計画	第 34 条 その他

④市民参画制度運用型（外出し型）

【池田市みんなで作るまちの基本条例（平成 18 年 4 月施行）】

（構成）

第 1 条 目的	第 12 条 情報の公開
第 2 条 用語の定義	第 13 条 個人情報の保護
第 3 条 最高規範性	第 14 条 行政手続
第 4 条 まちづくりの基本理念	第 15 条 行政評価
第 5 条 市民の権利及び責務	第 16 条 総合計画
第 6 条 市議会の責務	第 17 条 計画策定への参画
第 7 条 市議会議員の責務	第 18 条 審議会等の運営
第 8 条 執行機関等の責務	第 19 条 パブリックコメント
第 9 条 職員の責務	第 20 条 市民投票
第 10 条 コミュニティ	第 21 条 国及び他の地方公共団体との連携
第 11 条 情報の提供及び応答責任	第 22 条 池田市みんなで作るまち推進会議

【池田市地域分権の推進に関する条例（平成 19 年 6 月施行）】

（構成）

第 1 条 目的
第 2 条 用語の定義
第 3 条 基本理念
第 4 条 協議会の設立
第 5 条 協議会の権限等
第 6 条 市の責務
第 7 条 事業の評価
第 8 条 市長の指示
第 9 条 委任

（概要）

市立小学校区単位に校区住民からなる地域コミュニティ推進協議会を設置し、その地域内において実施する必要がある事業を市に提案する。併せて、予算提案権を付与し、協議会が提案する事業の予算化を一定担保する。  
（個人市民税の 1%【約 7,000 万を上限】）  
校区当たり約 600 万円～700 万円

《参考》

大阪府内の自治基本条例制定自治体

- ・箕面市 (H9.4.1)
- ・岸和田市 (H17.8.1)
- ・大東市 (H18.4.1)
- ・池田市 (H18.4.1)
- ・八尾市 (H18.6.1)
- ・吹田市 (H19.1.1)
- ・豊中市 (H19.4.1)
- ・柏原市 (H19.4.1)
- ・寝屋川市 (H20.4.1)
- ・阪南市 (H21.7.1)
- ・大阪狭山市 (H22.4.1)



# 大阪府内の自治基本条例比較表

平成 2 2 年 4 月



大阪府内の自治基本条例比較表 NO. 1

名称	池田市みんなで作るまちの基本条例	柏原市まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	大東市自治基本条例
前文	<p>私たちが暮らす池田市は、大阪の都心部近く、大阪府北西部に位置し、市域の西側に猪名川、中央に五月山を有する、水と緑に恵まれたまちです。</p> <p>江戸時代には、酒造り、細河郷の植木を筆頭に、近郷の物資の集散地として栄え、加えて著名な文人や学者の来往により文化も隆盛しました。この時代に始まった北摂随一の火祭り「がんがら火祭り」は、現在にも継承されています。</p> <p>近代に入って以降は、わが国初の割賦による住宅分譲が行われ、さらには、20世紀最大の発明の一つインスタントラーメンも私たちのまちで誕生しました。クレハトリ、アヤハトリの織姫伝説とあわせて「衣・食・住における事始めのまち」は、大阪国際空港や高速道路網に代表される近代都市基盤のもとで、自動車産業などの新たな都市型産業も育んできました。</p> <p>私たちは、先人が築き守り続けてきたまちの文化伝統と歴史に、自主的にそれぞれの思いを調和させてより暮らしやすいまちを創造し、未来を担う子どもたちへ責任を持って引き継がねばなりません。</p> <p>よってここに、市民がまちづくりの主体であることを再認識し、子どもからお年寄りまで、世界を愛し平和を願い、命の尊さと人権を尊重し、お互いに助け合いながら、輝かしい“未来のまちづくり”に自ら取り組むことを宣言するとともに、市民と市議会そして執行機関等がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、最高規範の条例を制定します。</p>	<p>私たちは、茅渟の海から和泉葛城の山に至る美しく豊かな自然に対して深い愛着を抱いています。青い海と空をこよなく愛し、水の恵みと大地の実りへの感謝の気持ちを忘れず、その源となる山々への畏敬の念を胸に強く刻み込んできました。</p> <p>私たちのまちは、この恵まれた地勢をいかした農業や林業、水産業を中心としながら、一方で、地場産業を育み、工業化を進め、都市として発展してきました。</p> <p>また、城下町としての歴史と伝統が息づき、だんじり祭りをはじめとした伝統行事や民俗文化が継承されてきています。</p> <p>私たちは、いにしえより先人たちが守り続けてきたこれらの自然と、起こし育ててきた産業や伝統、培われてきた文化を受け継ぎ、次世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>これらを礎としながら、平和を願い、次代を担う子どもたちを育み、それぞれの責任と役割を自覚し、助け合いながら、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人権を尊重する豊かなまちづくりに取り組んでいきます。</p> <p>私たちは、市民が自治の主体、市政の主権者であることを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、自ら考え、行動することで、常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会、すなわち「市民自治都市」の実現を目指します。</p> <p>今、ここに「市民自治都市」を実現していくための基本原理として岸和田市自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちが暮らす池田市は、大阪の都心部近く、大阪府北西部に位置し、市域の西側に猪名川、中央に五月山を有する、水と緑に恵まれたまちです。</p> <p>江戸時代には、酒造り、細河郷の植木を筆頭に、近郷の物資の集散地として栄え、加えて著名な文人や学者の来往により文化も隆盛しました。この時代に始まった北摂随一の火祭り「がんがら火祭り」は、現在にも継承されています。</p> <p>近代に入って以降は、わが国初の割賦による住宅分譲が行われ、さらには、20世紀最大の発明の一つインスタントラーメンも私たちのまちで誕生しました。クレハトリ、アヤハトリの織姫伝説とあわせて「衣・食・住における事始めのまち」は、大阪国際空港や高速道路網に代表される近代都市基盤のもとで、自動車産業などの新たな都市型産業も育んできました。</p> <p>私たちは、先人が築き守り続けてきたまちの文化伝統と歴史に、自主的にそれぞれの思いを調和させてより暮らしやすいまちを創造し、未来を担う子どもたちへ責任を持って引き継がねばなりません。</p> <p>よってここに、市民がまちづくりの主体であることを再認識し、子どもからお年寄りまで、世界を愛し平和を願い、命の尊さと人権を尊重し、お互いに助け合いながら、輝かしい“未来のまちづくり”に自ら取り組むことを宣言するとともに、市民と市議会そして執行機関等がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、最高規範の条例を制定します。</p>	<p>大東市は、多くの河川や水路、飯盛・生駒の緑豊かな自然環境に恵まれ、人情深い河内の風土のもと、野崎まいりやだんじり祭りなどの伝統文化が大切に育まれながら、活気あふれる都市の街並みが続くまちへと発展してきました。</p> <p>私たちは、先人たちの英知と努力によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、自然環境、人のつながり、歴史と文化、産業集積、生活基盤の充実などの誇るべき財産を、未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、個性豊かで自然の恵みと都市の住み良さが共生するまちを目指します。</p> <p>そのためには、地方自治の原点に立ち戻り、私たちのまちを自ら創り育てるという強い信念をもって、多様な主体が連携し合い、協働のまちづくりを進め、自立した市政を実現していかなければなりません。</p> <p>私たちは、市政に参画し、一人ひとりの基本的人権が尊重され、子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けることのできる大東市を創造するため、ここに最高規範としての自治基本条例を制定します。</p>
条例の目的・用語定義	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び執行機関等の責務並びに協働によるまちづくりを推進するための基本原則を定め、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) まちづくり 地域社会及びそこで暮らす市民の生活等に密接に関連する活動、市の施策、その他あらゆる取組みをいう。</p> <p>(2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、柏原市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民の権利と責務及び市の機関の責務を明確にし、市民がまちづくりに参加し、協働することにより、市民主体による地域社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤、通学する者並びに市内に事業所を置く事業者及びその他の団体をいう。</p> <p>(2) 参加 市の機関が実施する政策の企画立案、実施及び評価に至る過程に責任をもって主体的に関与することをいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、岸和田市における自治の基本理念を明らかにし、市民及び事業者の権利及び責務並びに市長及び議会の権能及び責務を明確にするるとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治都市を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。</p> <p>(2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。</p> <p>(3) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民、事業者、議会および市長等の役割と責務その他自治に関する基本的事項を定めることにより、ここ大東市において真の地方自治を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 市民 市内で在住、在勤または在学する者をいう。</p> <p>(2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。</p> <p>(3) 市長等 市長、教育委員会その他の市の執行機関をいう。</p>

名称	池田市みんなで作るまちの基本条例	柏原市まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	大東市自治基本条例
	(3) 執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。 (4) 協働 市民、市議会及び執行機関等が、それぞれの果たすべき役割及び責務を自覚し、相互に尊重し信頼しながら協力し合うことをいう。	(3) 協働 市民及び市の機関が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら協力し合い、又は補完し合うことをいう。 (4) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。 (5) 市民公益活動 市民が市内において自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動で、営利、宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としないものをいう。	(4) 協働 市民、事業者及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあうことをいう。	
自治基本条例の位置づけ	(最高規範性) 第3条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定めたものであり、本市における最高規範である。他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を尊重し、整合性を図らなければならない。各種計画の策定、運用及び見直しにおいても同様とする。	(この条例の位置付け) 第3条 この条例は、まちづくりの基本となるものであり、市民及び市の機関は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 2 市の機関は、市の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	(最高規範性) 第32条 この条例は、市民自治及び市政に関する最高規範であり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。 市は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図らなければならない。	(最高規範性) 第3条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、他の条例や計画等は、この条例の趣旨を十分に尊重し、整合性を図るとともに、市民、事業者、議会および市長等は、これを誠実に遵守しなければならない。
基本理念・基本原則	(まちづくりの基本理念) 第4条 本市におけるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とする。 (1) 市民、市議会及び執行機関等が、協働により行うこと。 (2) 市民、市議会及び執行機関等が、まちづくりに関する互いの情報を共有すること。 (3) 市民の自主的・自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。 (4) 個人の人権が尊重されるとともに、都市の活力、自然環境、生活環境及び教育・文化環境の調和が確保されること。	(まちづくりの基本理念) 第4条 まちづくりは、夢のある地域社会の実現に向けて、柏原市の現在及び未来に責任を負うことのできる市民主体のまちづくりを行うものでなければならない。 2 まちづくりは、市民と市の機関が「パートナーシップの精神」に基づいて推進し、市民がその成果を享受していくものでなければならない。 (基本原則) 第5条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。 (1) 市民及び市の機関は、対等の立場に立ち、協働してまちづくりを推進すること。 (2) 市民は、まちづくりへの参加の機会が公正かつ平等に保障されること。 (3) 市民及び市の機関は、互いにまちづくりに関する情報を共有しあうこと。 (4) 市民公益活動は、自主性及び自立性を基本とし、尊重されること。 (5) 市民及び市の機関は、一人ひとりの人権を尊重すること。	(基本原則) 第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。 (1) 市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。 (2) 市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有しあうこと。 (3) 市民は、市政への参画の機会が保障されること。 (4) 市民、事業者及び市は、協働してまちづくりを行うこと。 (5) 市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されること。	
市民・事業者の権利・責務	(市民の権利及び責務) 第5条 市民は、それぞれの立場から、自らの責任において、まちづくりに自由かつ平等に参画する権利を有するとともに、積極的に参画するよう努める責務を有する。	(市民の権利) 第6条 市民は、まちづくりに参加し、その成果を享受する権利を平等に有する。 2 市民は、自己の責任において的確に	(市民の権利) 第4条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。 2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉	(市民の権利と責務) 第4条 市民は、法令(条例を含む。以下同じ。)に定められた権利を有するとともに、市政に関し、情報を知り、参画(政策の立案、実施、評価その他の各段階において主体的にかかわり、行動し、意見を述べることをいう。以下

名称	池田市みんなで作るまちの基本条例	柏原市まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	大東市自治基本条例
	<p>市民は、まちづくりに関し、的確に判断できるように、必要な情報を知る権利を有する。</p> <p>市民は、まちづくりに参画すること又は参画しないこと、参画の方法及び参画の程度を理由として、差別的な扱いを受けない。</p>	<p>判断できるようまちづくりに関する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 市民は、市民公益活動に当たっては、自主性及び自立性を尊重されなければならない。</p> <p>4 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、不当に差別的な扱いを受けない。</p> <p>5 市民は、まちづくりに参加するに当たり、自らが持つ豊かな知識と経験を活かすことができる権利を有する。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であり、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参加し、又は協働するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p>	<p>に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。</p> <p>2 市民は、持続可能なまちづくりを進めるため、環境の保全に努める。</p> <p>3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努める。</p> <p>(事業者の権利)</p> <p>第6条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるように、市政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第7条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。</p> <p>2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。</p>	<p>同じ。)する権利を有する。</p> <p>2 市民は、法令に定められた義務を果たすとともに、市政に参画する場合にあつては、自らの行動に責任を持たなければならない。</p> <p>(事業者の権利と責務)</p> <p>第5条 事業者は、前条の権利と義務を有するほか、地域社会の一員として、事業活動において環境との調和を図り、公益的な活動に協力し、健全な事業活動を行わなければならない。</p>
市議会の責務	<p>(市議会の責務)</p> <p>第6条 市議会は、市の議決機関として、市民の意思が市政に最大限反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。</p> <p>市議会は、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(市議会議員の責務)</p> <p>第7条 市議会議員は、議会の活動状況及び市政の状況等について、市民へ情報を提供し、説明に努めなければならない。</p> <p>2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽を行い、施策の提案や提言等、誠実に職務の遂行に努めなければならない。</p>		<p>(議会の権能)</p> <p>第8条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。</p> <p>2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければならない。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第9条 議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努める。</p> <p>2 議会は、自らの権能と責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努める。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第10条 議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努める。</p> <p>2 議員は、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努める。</p> <p>3 議員は、市民福祉の向上のため、第8条に規定する議会の権能を踏まえ、前条に規定する議会の責務及び前2項に規定する議員の責務を果たすよう努める。</p>	<p>(議会の役割と責務)</p> <p>第6条 議会は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市の意思決定機関であり、市長等の市政運営を監視し、牽制<sup>けんせい</sup>し、調査する機能を有する。</p> <p>2 議会は、法令に定める権限を行使し、政策を立案する機能を充実させることにより、民意を反映させた市民自治の推進に努めなければならない。</p> <p>(開かれた議会)</p> <p>第7条 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明しなければならない。</p> <p>2 議会は、会議の公開や、情報の積極的な提供により、市民と情報を共有し、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第8条 議員は、市民の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、自己研鑽<sup>けんさん</sup>に努めなければならない。</p>

名称	池田市みんなで作るまちの基本条例	柏原市まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	大東市自治基本条例
執行機関の責務・役割	<p>(執行機関等の責務)</p> <p>第8条 市長は、市政運営の最高責任者として、市政の適正かつ円滑な運営に努めなければならない。</p> <p>執行機関等は、この条例に定める基本原則を遵守した市政運営を行い、協働によるまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>執行機関等は、まちづくりに必要な能力を有する人材の育成を図らなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第9条 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽に努めなければならない。</p>	<p>(市の機関の責務)</p> <p>第8条 市の機関は、市民自らがまちづくりについて考え、行動することができるようまちづくりに関する情報を積極的に公開し、提供することにより市民と情報を共有するよう努めなければならない。</p> <p>2 市の機関は、市民のまちづくりへの参加(以下「市民参加」という。)の機会を積極的に設けるとともに、まちづくりに関する市民からの意見、提案等を適切にその施策に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 市の機関は、市民の参加及び協働によるまちづくりを推進するため、市民公益活動に協力し、促進を図るよう努めなければならない。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第11条 市長は、市政の代表者として、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>3 市長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。</p> <p>(他の執行機関の責務)</p> <p>第12条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>3 職員は、職務についての必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たっては、創意工夫に努めなければならない。</p>	<p>(市長等の役割と責務)</p> <p>第9条 市長等は、地方自治の本旨にのっとり、その権限と責任において、多様化する市政の課題に対し、必要な施策を的確に選択して総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、創意と工夫により財源の確保に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民および事業者(以下「市民等」という。)と、市政の課題を解決するために、協働(それぞれの自覚と責任の下にその立場や特性を尊重しつつ、対等の立場で協力して取り組むことをいう。以下同じ。)に努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、まちの活力を生み出し、豊かな市民生活を実現するため、事業者の創意工夫による活動に対して必要な支援を行わなければならない。</p>
市政運営	<p>(コミュニティ)</p> <p>第10条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に結ばれた組織をいう。</p> <p>執行機関等は、コミュニティによるまちづくりを支援するものとする。</p> <p>3 市民、市議会及び執行機関等は、コミュニティの役割を認識し、尊重しなければならない。</p> <p>(情報の提供及び応答責任)</p> <p>第11条 執行機関等は、自らが有するまちづくりに関する情報を、正確かつ適正に整理し、市民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。</p> <p>執行機関等は、市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければならない。</p> <p>(情報の公開)</p> <p>第12条 市議会及び執行機関等は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するため、別に条例を定め、自らが保有する情報を公開しなければならない。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第13条 市議会及び執行機関等は、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、別に条例</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第9条 市民及び市の機関は、個人の権利利益を保護するため、保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第10条 市民及び市の機関は、まちづくりを協働し、参加するに当たっては、その施策の内容等について説明する責任を果たさなければならない。</p> <p>(市民参加の対象)</p> <p>第11条 市の機関は、次に掲げる施策を行おうとするときは、あらかじめその施策を公表し、市民参加の手続を行わなければならない。</p> <p>(1) まちづくりの基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は改廃</p> <p>(2) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃</p> <p>(3) 市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの変更</p> <p>2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、緊急に行う必要があるとき、必要性が少なくないと判断したとき等は、市民参加の手続を行わないことができる。</p>	<p>(コミュニティ活動)</p> <p>第14条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。</p> <p>2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動(以下「コミュニティ活動」という。)の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。</p> <p>(地区市民協議会)</p> <p>第15条 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができる。</p> <p>2 地区市民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。</p> <p>(協働)</p> <p>第16条 市民、事業者及び市は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努める。</p> <p>2 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民及び事業者の自発的な活動を支援するよう努める。この場合において、市の支援は、市民及び事業者の自主性を損なうものであってはならない。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第10条 市は、計画的な市政運営を行うため、総合的な計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>3 市は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果をあげる手法を選択し、市民満足に努めなければならない。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第11条 市は、総合計画を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況をわかりやすく公表しなければならない。</p> <p>2 市は、市の財産について、適正な管理と効率的な運用に努めなければならない。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第12条 市は、行政資源を効果的に配分するため、事業や施策の効果を明らかにする評価制度を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければならない。</p> <p>(行政手続)</p> <p>第13条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民その他関係者の権利利益を保護するため、行政手続の基準を明確にしておかななければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第14条 市は、施策の立案から実施、評価に至るまでの過程について、わかりやすく説明しなければならない。</p> <p>2 市は、市民の知る権利を保障し、市政への参画を促進</p>

名称	池田市みんなで作るまちの基本条例	柏原市まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	大東市自治基本条例
	<p>を定め、自らが保有する個人情報を通正に取り扱わなければならない。 (行政手続) 第14条 執行機関等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、別に条例を定め、処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行わなければならない。 (行政評価) 第15条 執行機関等は、効率的かつ効果的に市政運営を行うため、施策等に対する評価を適時に行い、その結果を市民に公表しなければならない。 (総合計画) 第16条 基本構想及びこれを実現するために執行機関等が策定する基本計画(以下「総合計画」という。)は、第4条の基本理念に沿ったものでなければならない。 執行機関等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。 (計画策定等への参画) 第17条 執行機関等は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うに当たっては、市民の参画を推進しなければならない。 執行機関等は、施策の立案、実施及び評価の各段階において、連続的に市民の参画がなされるよう配慮しなければならない。 (審議会等の運営) 第18条 執行機関等は、審議会等(調停、審査、諮問又は調査を行うための機関その他これに類するものをいう。以下同じ。)の委員を選任するに当たっては、委員構成に配慮するとともに、可能な限り市民からの公募による委員を含めるよう努めなければならない。 審議会等の会議は、個人情報の保護、公正な審議、その他会議の円滑な運営に支障があるとして当該審議会等があらかじめ定められた場合を除き、公開して行うものとする。 (パブリックコメント) 第19条 執行機関等は、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保するため、パブリックコメント(意思決定前に市民の意見を求める手続をいう。)を実施するものとする。 執行機関等は、パブリックコメントの実施に際して市民から寄せられた意見に誠実に対応しなければならない。</p>	<p>3 市の機関は、前項の規定により市民参加の手続を行わなかったときは、その理由を公表するものとする。 (市民参加の方法等) 第12条 市民参加の方法は、次のとおりとする。 (1) 審議会等 (2) 意見公募 (3) 公聴会 (4) その他の市民参加の方法 2 市の機関は、年齢、性別、職業その他社会的理由を考慮して、市民参加の機会を失することがないように、前項に定める方法により市民参加の手続を行わなければならない。 3 市の機関は、1つの方法によることが不適当と認めるときは、複数の市民参加の方法を併用するよう努めるものとする。 (意見等の取扱い) 第13条 市の機関は、広く市民の意見等を聴くため、市民参加の方法を行ったときは、提出された意見、提案及び情報を総合的かつ多面的に検討しなければならない (審議会等の委員) 第14条 市の機関は、まちづくりに関する各種の審議会、委員会、協議会等(以下「審議会等」という。)の委員には、市民が構成員となるよう努めるとともに、当該委員を公募により選考するよう努めなければならない。 2 市の機関は、前項の規定により審議会等の委員を公募したときは、その結果を公表するものとする。ただし、公募によらず選考したときは、その理由を公表するものとする。 (会議の公開) 第15条 審議会等の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開するものとする。ただし、審議事項が個人情報に該当する等の理由により、審議会等で非公開と決定したときは、この限りでない。 審議会等は、会議を非公開と決定したときは、その理由を公表しなければならない。 審議会等は、会議を非公開とするとき及び緊急に会議を開催する必要があるときを除き、会議の開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとする。 審議会等は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただ</p>	<p>(参画) 第17条 市は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じることで、市民が参画する機会を保障しなければならない。 2 市は、市民が参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。 (意見聴取制度) 第18条 市長及び他の執行機関は、次の各号に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければならない。 (1) 計画の策定、変更又は廃止 (2) 条例の制定、改正又は廃止 (3) 施策の実施、変更又は廃止 2 市長及び他の執行機関は、前項の規定により意見を求めるときは、適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければならない。 3 前2項に規定する意見の聴取に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。 (審議会等の運営) 第19条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則としてその一部を市民からの公募により行わなければならない。 2 市長及び他の執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。 3 前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。 (情報の共有) 第21条 市は、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。 (個人情報の保護) 第22条 市は、別に条例に定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しなければならない。 2 市は、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。 (説明責任) 第23条 市長及び他の執行機関は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。 (総合計画) 第24条 市は、この条例の理念にのっとり、市政</p>	<p>するため、必要な市政情報を積極的に提供するものとし、市政の推進に役立つ情報については、市民等からも積極的に市に提供するなど、互いに情報を共有できるように努めなければならない。 3 市は、市民等との相互理解を深めるため、直接対話する機会を設けることに努め、対話に当たっては、市民等が参画しやすい環境を設けるものとする。 (個人情報保護) 第15条 市および事業者は、個人に関する情報を保護するための適切な取扱いを徹底し、個人の権利利益を保護するため、必要な措置を講じなければならない。 (組織および職員) 第16条 市は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効果的な組織運営の確保に努めなければならない。 2 職員は、全体の奉仕者として市民等の信託に応えることができるよう、職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。 (法令遵守) 第17条 市および職員は、職務に係る倫理を保持するとともに、法令を遵守し、公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。 (公益通報) 第18条 市は、公益通報(市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について職員等から行われる通報をいう。)を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。 (協働のまちづくり) 第20条 まちづくりには、市民等のほか、大東市というまちをより良くしたいと活動する人はすべて参加することができる。 2 市および市民等は、互いに個性や能力を発揮できるよう尊重し、協働のまちづくりを推進するものとする。 (市民等と行政との協働推進) 第21条 市は、協働のまちづくりを進めていくために、市民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。 2 市は、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の手法を整備しなければならない。 (人材づくり) 第22条 市は、市民等がまちづくりの担い手となるように、自主的に学び、活動できる環境の整備に努めるものとする。 (子どもの育成) 第23条 市は、保護者、地域住民、関係機関と密接な協力・協働の体制を確保し、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもの健全な育成に積極的に取り組まなければならない。 (コミュニティ) 第24条 市民等は、防災など地域の課題の解決や豊かな地域社会を実現するため自主的に形成された組織(以下「コミュニティ」という。)に対し、協力するよう努めなけれ</p>

名称	池田市みんなで作るまちの基本条例	柏原市まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	大東市自治基本条例
	<p>パブリックコメントの対象、実施方法その他の必要事項については、市長が別に定め、これを公表しなければならない。</p>	<p>非公開と決定したときは、会議録の公表をしないことができる。</p> <p>意見公募 (意見公募の実施) 第16条 市の機関は、策定しようとする政策等に対して、市民の意見を求めようとするときは、意見公募を行うものとする。</p> <p>(公表事項) 第17条 市の機関は、意見公募を行うときは、政策等の内容を公表するものとする。</p> <p>市の機関は、意見公募が終了したときは、その結果を公表するものとする。</p> <p>公聴会 (公聴会の実施) 第18条 市の機関は、次に掲げるときは、公聴会を開くことができる。 (1) 重要な施策等を策定しようとするとき。 (2) 市民の権利等に著しく影響を及ぼすおそれがあるとき。 (3) 他の市民参加の方法により公聴会の必要性が求められ、それが妥当と認めるとき。 (4) その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>(公表事項) 第19条 市の機関は、公聴会を開催するときは、政策等の内容を公表するものとする。</p> <p>市の機関は、公聴会が終了したときは、その結果を公表するものとする。</p> <p>その他の市民参加の方法 (その他の市民参加の方法) 第20条 市の機関は、審議会等、意見公募及び公聴会のほか、より効果的と認められる市民参加の方法(以下「その他の市民参加の方法」という。)があるときは、これを積極的に用いるよう努めるものとする。</p> <p>(公表事項) 第21条 市の機関は、その他の市民参加の方法を行うときは、政策等の内容を公表するものとする。</p> <p>市の機関は、その他の市民参加の方法が終了したときは、その結果を公表するものとする。</p> <p>市民からの意見等の取扱い (市民からの意見等の取扱い) 第22条 市の機関は、第12条第1項各号に規定する市民参加の方法によらない市民からの意見、提案等(以下「市民からの意見等」という。)については、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合</p>	<p>め、市に対して監査委員に代えて外部機関等による監査の実施を請求することができる。</p> <p>3 市は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとする。ただし、監査を実施させないときはその理由を公表するものとする。</p> <p>4 前3項に規定する外部機関等による監査の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>	<p>ばならない。</p> <p>2 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動に対して平等に取り扱い、公益的な活動に対して、必要に応じて支援するよう努めなければならない。</p> <p>(危機管理) 第25条 市民等は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体および財産を守るため、日頃から適切な防衛策をとるよう努めなければならない。</p> <p>2 コミュニティは、関係機関や市と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民等の生命、身体および財産を守るため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民等の自助努力を支援し、関係機関、市民等との連携、協力を努めなければならない。</p> <p>(パブリックコメント) 第26条 市は、意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市民生活や事業活動全般に広く影響を与えるような重要な条例や計画を作成する場合は、事前に案を公表し、市民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。</p> <p>(意見、要望への対応) 第27条 市は、市民等から市政一般に関する意見や要望を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。</p>



名称	池田市みんなで作るまちの基本条例	柏原市まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	大東市自治基本条例
		致すると認められるものに限り、提出された市民からの意見等を総合的かつ多面的に検討しなければならない。 (公表事項) 第23条 市の機関は、前項に規定する市民からの意見等及び検討結果を公表するものとする。		
住民投票	(市民投票) 第20条 市長は、市政に関わる重要事項について、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施するものとする。 市民投票の実施の判断は、市民の意向に十分に配慮したものでなければならない。 執行機関等は、市民投票の結果を尊重しなければならない。 市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度、条例で定める。	(住民投票) 第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。 2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。	(住民投票) 第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。 2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。	(住民投票) 第28条 18歳以上の市内に在住する者(永住外国人を含む。)は、市政に関する重要な事項について、その総数の3分の1以上の署名により、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。 2 前項の請求には、投票に付すべき事項その他住民投票の実施に関し必要な事項を明記しなければならない。 3 市は、住民投票の実施が請求された場合における当該請求に関する意思、また、住民投票を実施した場合における住民投票の結果については、尊重しなければならない。
内外の連携協力	(国及び他の地方公共団体との連携) 第21条 執行機関等は、まちづくりに関し、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。		(国及び大阪府との関係) 第30条 市は、国及び大阪府と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努める。 (他の地方公共団体及び関係機関との関係) 第31条 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努める。 2 市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。	(広域行政) 第19条 市は、国、大阪府および他の自治体と対等、協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めなければならない。
条例の見直し等	(池田市みんなで作るまち推進会議) 第22条 この条例の趣旨に沿ったまちづくりを推進するため、池田市みんなで作るまち推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。 推進会議は、本条例の適正な運用に関すること及び見直しに関するものを協議し、市長に意見を述べるることができる。 市長は、前項に掲げる事項について、推進会議に対し意見を求めることができる。 市長は、第2項に基づく推進会議の意見に従い、必要な措置を講じなければならない。 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。		(条例の見直し) 第33条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする。 2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。 3 市長は、第1項に規定する検討及び前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。	(条例の見直し) 第29条 市長は、社会情勢の変化などにより、この条例の見直しを行う必要がある場合は、速やかにその手続をとらなければならない。 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民等の意見を広く聴かななければならない。

大阪府内の自治基本条例比較表 NO. 2

名称	豊中市自治基本条例	寝屋川市みんなのまち基本条例	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	吹田市自治基本条例
前文	<p>私たちは、今日に至るまで互いに協力し、話し合いを積み重ねながら、困難を乗り越え、夢をかたちにするために、地域に根ざし、さらには地域を越えて、教育や福祉、環境をはじめ、様々な分野における自治の充実を図ってきました。</p> <p>そして今、自ら課題に取り組む市民が、新たな公共の担い手として、お互いに、また事業者や市と連携して取組を広げながら豊中の自治の力を高めようと努めています。</p> <p>また、それぞれの自治体には、地方自治制度の大きな改革の流れの中で、憲法の掲げる地方自治の本旨の実現に向けて、独自の創意工夫により自己決定、自己責任による自治を充実させていくことが求められています。</p> <p>私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら、平和に共存・共生する持続可能な地域社会を築いていくために、一人ひとりが持てる力を十分に発揮していきたいと考えます。</p> <p>こうした認識に立って、私たちは、自分の住むまちに関心を持ち、まちの課題を自らの課題として受け止め、情報を共有し、お互いを尊重しながら話し合いを積み重ね、よって、まちの課題に対して、より良い解決方法を見つけ出し、責任を持って実行していくことを旨として行動することを決意します。</p> <p>ここに私たちは、市民主体のまちづくりを進めることにより、市民自治を発展させ、次の世代に伝えていくため、この条例を制定します。</p>	<p>寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。</p> <p>人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。</p> <p>急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。</p> <p>市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。</p> <p>私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、「みんなのまち」寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。</p>	<p>八尾市は、河内音頭を<b>はねむじやま</b>な伝統的文化が今に継承され、心合寺山古墳などの歴史的な環境や高安山山系のみどりあふれる自然環境に恵まれたまちであります。また、多種多様な技術を有する中小企業が集積しているものづくりのまちであり、多くの外国人が共に生活するまちでもあります。人情と情熱にあふれる市民のパワーが先人の汗と知恵を引き継ぎながら、八尾固有の風土とまちを作り上げてきました。</p> <p>古くから大和と難波を結ぶ要衝、河内の中心として栄え、中世には久宝寺、八尾、萱振の三つの寺内町が形成されました。ここに市民自治の萌芽がみられ、自治都市としての伝統が自治会加入率の高さとなってあらわれ、市民と市との協働の実績を生み出してきました。</p> <p>この経験を活かし、市民自治をより発展させるためには、人権を尊重し、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあることなどの違いを認め合い、すべての市民一人ひとりがつながり、市民と市及び市民どうしが地域の課題について話し合い、課題解決の途を探ることが重要となってきます。これを前提に、地域資源を最大限に活用して、市民と市及び市民どうしがそれぞれの役割分担と責任を自覚し、協働してまちづくりを進めていくことが、新たな段階の地方自治に求められます。</p> <p>市民が住みつづけたいと思うまちの実現をめざし、ここに、参画と協働の新たなしくみを定め、地方自治の本旨に基づき、市民が主体となって地域活動を行い、その活動を通じて蓄積される地域力を活かしたまちづくりをより一層進めるため、この条例を制定します。</p>	<p>吹田市は、人類共通の願いである恒久平和を希求し、市民の健康と福祉の向上を基本として、個人の尊厳と自由が尊重され、安心して住み続けることができるまちの実現に向け、市民とともに市政を進めてきました。全国に先駆けて、循環型社会への移行を進め、子どもや高齢者を支える福祉を推進するとともに、コミュニティの振興を図り、都市文化を育ててきました。こうした施策は、市民と市との信頼と協力があってこそ実現したものであり、また、市民の自主的な活動は、吹田のまちを築く大きな原動力となってきました。</p> <p>本格的な地方分権の時代を迎えた今日、先人の英知とたゆまぬ努力により発展してきたこのまちを、だれもが安心していつまでも住み続けたいまちとして次世代に引き継いでいくために、今まで以上に市民及び市は、それぞれの役割と責任の下に、お互いに協力して市民自治を行うことが求められています。</p> <p>そのために、市民は、市民自治の担い手であることを改めて自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、市政運営に主体的にかかわらなくてはなりません。</p> <p>他方、市は、効果的かつ効率的な市政運営に努めるとともに、市民参画及び協働を推し進め、地方分権の時代にふさわしい独自の政策を掲げ、推進しなければなりません。そして、市は、すべての市民が誇りに思い、一人ひとりの人権が尊重される、真に自立した吹田市の実現を図らなければなりません。</p> <p>ここに、市民及び市は、市民福祉の向上のため、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を共有し、市民自治の確立をめざして、この条例を制定します。</p>
条例の目的・用語定義	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民主権の理念のっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりについての基本的な事項を定めることにより、主権者である市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民どうしが対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、地方自治の本旨に基づく、地域力を活かしたまちづくりを進めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 八尾市内に住み、働き、学び、又は</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を定め、市民、議会及び市長その他の執行機関のそれぞれの役割を明らかにするとともに、市民自治の運営原則に基づく制度等の基本を定めることにより、市民福祉の向上のため、市民自治の確立を図ることを目的とします。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。</p>

名称	豊中市自治基本条例	寝屋川市みんなのまち基本条例	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	吹田市自治基本条例
		<p>者をいう。</p> <p>(2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。</p> <p>(3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。</p> <p>(4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。</p> <p>(5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。</p> <p>(6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。</p> <p>(7) 協働 市民、行政その他まちづくりに関わるさまざまな立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。</p>	<p>事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあること等による差別を受けない。</p> <p>(2) 市 市長その他の執行機関、病院事業管理者及び水道事業管理者をいう。</p> <p>(3) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、市民が主体的に参加することをいう。</p>	<p>(2) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。</p> <p>(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。</p> <p>(4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(5) 市 議会及び執行機関をいいます。</p>
自治基本条例の位置づけ	<p>(この条例の位置付け)</p> <p>第32条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。</p> <p>2 市は、条例の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用並びに市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p>	<p>(この条例の位置付け)</p> <p>第24条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。</p> <p>2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。</p>		<p>(条例の位置付け等)</p> <p>第2条 この条例は、本市における市民自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。</p> <p>2 執行機関は、この条例の趣旨にのっとり、その事務に関する法令の解釈を自主的かつ適正に行うものとする。</p>
基本理念・基本原則	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第2条 自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。</p> <p>2 地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組を担うとともに、市がその取組に必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民がまちづくりの主体であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。</p>	<p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第3条 この条例の目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定める。</p> <p>(1) 市は、市民の参画に基づき、まちづくりを行うこと。</p> <p>(2) 市民と市とは、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを進めること。</p> <p>(3) 市民と市とは、お互いにまちづくりに関する情報を共有し合うとともに、市は、その保有する情報を積極的に提供すること。</p> <p>(4) 市民と市、市民どうしは、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。</p>	<p>(市民自治の基本理念)</p> <p>第4条 次に掲げることを市民自治の基本理念とします。</p> <p>(1) 市民は、等しく尊重されること。</p> <p>(2) 市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。</p> <p>(3) 市は、国及び大阪府と、それぞれの役割分担の下に、対等の立場で相互協力の関係に立って、自律的な市政運営を図ること。</p> <p>(市民自治の運営原則)</p> <p>第5条 次に掲げることを市民自治の運営原則とします。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民及び市は、市政に関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 市民参画の原則 市民は、自らの意思と責任の下に、市政に参画すること。</p> <p>(3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること。</p>
市民・事業者の権利・責務	<p>(市民の権利)</p> <p>第3条 市民は、市政に参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市政に参画する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立つとともに、他の市民の市政に参画する権利に配慮しなければならない。</p>	<p>(市民の役割及び責務)</p> <p>第11条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。</p>	<p>(まちづくりに参加する権利)</p> <p>第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 市民は、まちづくりへの参加においては、お互いが平等であることを認識しなければならない。</p> <p>3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、次に掲げる権利を有します。</p> <p>(1) 市政に関する情報を知ること。</p> <p>(2) 市政に参画すること。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、次に掲げる責務を有します。</p> <p>(1) お互いを認め合い、市民自治を協働して推進するよ</p>

名称	豊中市自治基本条例	寝屋川市みんなのまち基本条例	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	吹田市自治基本条例
	<p>3 市民は、市政に参画し、又は参画しないことを理由として不利益な取扱いを受けない。 (市民の責務)</p> <p>第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力して、その解決に向けた取組に努めなければならない。 (事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題の解決に向けた取組に努めなければならない。</p>		<p>(市民の役割)</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの課題を自らの問題としてとらえ、自らの役割と責任を自覚し、まちづくりの主体となって活動するとともに、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、お互いを尊重し、支え合うとともに、交流を進め、連携を図り、地域資源を活かしたまちづくりを進めるよう努めるものとする。</p>	<p>う努めること。</p> <p>(2) 市政に参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。 (事業者の社会的責任)</p> <p>第8条 市民としての事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、良好な都市文化の形成に寄与するよう努めなければなりません。</p>
市議会の責務	<p>(市議会の権限等)</p> <p>第6条 市議会は、市民の代表による意思決定機関として、市の政策形成並びに市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。</p> <p>2 市議会は、条例の制定及び改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。 (市議会の責務)</p> <p>第7条 市議会は、市民意思の反映を図るため、前条第2項に規定する権限を効果的に行使するよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、市民への説明責任を果たすため、積極的な情報提供その他の施策により開かれた議会運営に努めなければならない。 (市議会議員の責務)</p> <p>第8条 市議会議員は、市民の代表として、前2条に規定する市議会の権限等及び責務がより良く果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、自ら審議能力の向上を図るよう努めなければならない。</p>	<p>(議会の役割)</p> <p>第12条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。</p> <p>2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。 (議会の責務)</p> <p>第13条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。 (市議会議員の役割及び責務)</p> <p>第14条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務の遂行に努めるものとする。</p>		<p>(議会の役割及び権限)</p> <p>第9条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、直接選挙を通じて選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、適正に行政運営が行われているかについて監視及び牽制をする役割を果たします。</p> <p>2 議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有します。 (議会の責務)</p> <p>第10条 議会は、開かれた議会運営のため、その保有する情報を市民に公開し、市民と共有しなければなりません。 (議員の責務)</p> <p>第11条 議員は、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 議員は、議会活動に関する情報等について、市民に説明するよう努めるものとしします。</p>
執行機関の責務・役割	<p>(市長の権限)</p> <p>第9条 市長は、市の執行機関として、事務を管理するとともに執行する権限を有する。</p> <p>市長は、市を統轄し、これを代表する。 (市長の責務)</p> <p>第10条 市長は、市民の信託に誠実にこたえるため、政策を実現するための施策及び計画を策定し、人員、予算その他の資源を適切に配分して、その推進に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、市民への説明責任を果たすため、前項の施策及び計画の推進状況を毎年公表しなければならない。 (職員の責務)</p> <p>第11条 職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行し、その能力の</p>	<p>(市長の役割及び責務)</p> <p>第15条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。 (行政の役割及び責務)</p> <p>第16条 行政は、前例にとられることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。</p> <p>2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。</p> <p>3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第8条 市は、市民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話に基づくまちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、協働の意識を持った職員の育成に努めなければならない。</p> <p>3 市は、外部委託等を行うに当たり、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成に配慮しなければならない。 (説明責任)</p> <p>第9条 市は、施策の立案、決定、実施及び評価の全ての過程において、その経過、内容、効果等について市民に説明する責任を果たさなければならない。</p> <p>2 市は、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく応答しなければならない。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第12条 市長は、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 市長は、その地位が選挙によって信託されたものであることを認識し、市民の意向を的確に行政に反映させ、市政の課題に適切に対処しなければなりません。</p> <p>3 市長は、前項の目的を達成するため、職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。 (市長以外の執行機関の責務)</p> <p>第13条 市長以外の執行機関は、その職責に応じて、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して行政運営に当たらなければなりません。 (職員の責務)</p> <p>第14条 職員は、市民の立場に立ち、創意工夫し、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。</p>

名称	豊中市自治基本条例	寝屋川市みんなのまち基本条例	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	吹田市自治基本条例
	向上を図るとともに、市民自治を推進するため、最大限にこれを発揮するよう努めなければならない。	(職員の役割及び責務) 第17条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。 2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。 3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。		せん。 2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるよう努めなければならない。
市政運営	(地域自治) 第12条 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織(以下この条において「地域自治組織」という。)を自主的に形成することができる。 2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。 3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。 4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。 (市政運営の基本原則) 第13条 市は、市政運営に当たっては、市民及び事業者の負担に基づくものであることにかんがみ、最大限に効率性を発揮して行わなければならない。 2 市は、市民の視点で公正な市政運営を推進し、市民の権利利益の保護を図らなければならない。 3 市は、市政運営の透明性の向上を図り、市民から信頼される開かれた市政を推進しなければならない。 (総合計画) 第14条 市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。 2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにしなければならない。 (行政組織) 第15条 市は、行政組織の編成に当たっては、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるようにする	(市民相互の協働) 第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。 (市民と行政の協働) 第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。 (透明性の確保等) 第6条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。 2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答するものとする。 3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明するものとする。 (情報公開) 第7条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進するものとする。 (個人情報保護) 第8条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的権利の擁護のため、個人情報を適正に取り扱うものとする。 (市民活動の尊重等) 第9条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。 (市民参画の推進) 第10条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。 2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。 (行政運営) 第18条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。	(協働の推進) 第5条 市は、まちづくりにおいて、市民の発意を尊重するとともに、市民の参画の機会と議論の場を保障するよう努めなければならない。 2 市民と市、市民同士は、お互いに尊重し合い、情報を共有することによって相互理解を深め、それぞれが対等な立場で、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。 (情報の共有) 第6条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。 2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、その情報を積極的に提供しなければならない。 3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報の提供に係る体制の整備に努めるものとする。 4 市民は、市の保有する情報を積極的に収集するとともに、あらゆる機会をとらえ、市民どうしの情報の交流に努めるものとする。 (対話の場) 第10条 市民は、自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場を設置するよう努めるものとする。 2 市は、前項に規定する対話の場の運営に必要な支援を行うことができる。 3 市は、第1項に規定する対話の場を円滑に進めるための人材の育成の支援に努めるものとする。 4 市は、前2項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。 (市民公益活動への支援) 第11条 市は、市民公益活動を支援することができる。 (市民意見提出制度) 第12条 市は、基本的な政策等を立案するとき、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。 2 市は、前項の規定による意見に対する考え方を公表するものとする。 3 市は、前2項の規定の実施に当たり、範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。	(情報共有の推進) 第15条 執行機関は、市民参画及び協働の実効性を確保するため、市民との情報の共有に係る手法の整備を図らなければならない。 (情報公開及び情報提供) 第16条 市は、市政に関して市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、その保有する情報を公開しなければならない。 2 市は、市民生活に必要な情報を市民にわかりやすく、かつ、適時に提供するよう努めなければならない。 (個人情報保護) 第17条 市は、その保有する個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければならない。 (市民参画の推進) 第18条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、次条から第22条までに定めるもののほか、多様な市民参画制度の整備を図らなければならない。 (審議会等への参画) 第19条 執行機関は、審議会等を設置する場合には、原則として、その委員の全部又は一部を市民からの公募により選任しなければならない。 2 執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。 (市民意見提出手続) 第20条 執行機関は、重要な条例の制定及び改廃、計画の策定等をしようとする場合は、その案を市民に公表し、それに対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して意思決定を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合又は法令等に特別の定めがある場合は、この限りではありません。 2 前項に規定する意見の提出に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。 (市民意見提出手続) 第20条 執行機関は、重要な条例の制定及び改廃、計画の策定等をしようとする場合は、その案を市民に公表し、それに対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して意思決定を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合又は法令等に特別の定めがある場合は、この限りではありません。 2 前項に規定する意見の提出に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

名称	豊中市自治基本条例	寝屋川市みんなのまち基本条例	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	吹田市自治基本条例
	<p>とともに、相互の連携が保たれるように十分配慮しなければならない。</p> <p>(行政手続)</p> <p>第16条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するよう、行政手続について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(政策法務)</p> <p>第17条 市は、法令等の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈及び運用を行うことにより、自主立法権等を活用する政策法務の推進を図らなければならない。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第18条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(情報公開及び個人情報の保護)</p> <p>第19条 市は、市政に関する情報について、市民及び事業者との共有を図るため、情報公開を総合的に推進しなければならない。</p> <p>2 市は、個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第20条 市は、主要な施策の効果を自ら評価し、その結果を当該施策に適切に反映させなければならない。この場合において、施策の効果は、当該施策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定により評価を実施したときは、速やかにその結果を公表する。この場合において、市は、評価の結果について市民の意見を聴くため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(人材育成)</p> <p>第21条 市は、職務に対する高い意欲及び能力を持った職員を育成するため、総合的かつ計画的に人材育成に係る施策を実施しなければならない。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第22条 市は、計画的かつ健全な財政運営を図るため、資産及び負債、行政コストその他多様な指標により財政状況を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中期的な財政見通しを作成しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の財政状況及び財政見通しを作成したときは、速やかに公表する。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第19条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。</p> <p>2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するものとする。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第20条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表するものとする。</p> <p>(行政手続)</p> <p>第21条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第22条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たるものとする。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第13条 市は、市が実施し、又は実施しようとする施策及び事務事業について、その成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の行政評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>(審議会等の運営)</p> <p>第14条 市は、その所管する審議会等(以下「審議会等」という。)の委員には、市民からの公募による委員を選任するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民から審議会等の委員を公募する場合は、その選考において、公正な審査により選任しなければならない。</p> <p>3 市は、審議会等において議論が尽くされるよう配慮しなければならない。</p> <p>(満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障)</p> <p>第15条 市は、市民のうち、満20歳未満の青少年及び子どもが、その年齢にふさわしいまちづくりへの参加の機会を保障するよう努めなければならない。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第25条 執行機関は、市長が策定する総合計画(地方自治法の定めるところにより議会の議決を経て定められる行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。)に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めなければならない。</p> <p>3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければならない。</p> <p>(組織編成等)</p> <p>第26条 執行機関は、簡素で、市民にわかりやすく、社会情勢に柔軟に対応できる機能的な組織編成に努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければならない。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第27条 市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければならない。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第28条 執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、政策等の目的を明確にし、その成果、達成度等について評価を行わなければならない。</p> <p>2 執行機関は、前項の評価の結果を事後の政策等に適切に反映させなければならない。</p> <p>3 執行機関は、第1項の評価の結果及び前項の規定により反映した結果を市民に公表しなければならない。</p> <p>(説明責任及び応答責任)</p> <p>第29条 執行機関は、政策等の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければならない。</p>

名称	豊中市自治基本条例	寝屋川市みんなのまち基本条例	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	吹田市自治基本条例
	<p>(危機管理)</p> <p>第23条 市は、危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図らなければならない。</p> <p>(参画における原則)</p> <p>第24条 市は、幅広い市民及び事業者の参画を得て市政を推進するため、施策の企画、実施、評価及び改善の過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項に規定する目的を達するため、必要な情報を適時に、かつ、適切な方法で市民及び事業者を提供するよう努めなければならない。</p> <p>市は、市政への参画に関する市民及び事業者の意見、要望等については、適切に対処しなければならない。</p> <p>(意見公募手続)</p> <p>第25条 市は、市の基本的な制度又は事項を定める条例、計画等を策定するに当たっては、市民及び事業者から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うため、意見公募手続を整備しなければならない。</p> <p>(審査会等の委員の選任)</p> <p>第26条 市は、審査会、審議会、協議会等(次項において「審査会等」という。)の委員を選任するに当たっては、男女の構成比率、年齢等に留意し、幅広い市民及び事業者の参画に配慮した委員構成となるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、審査会等の委員の全部又は一部を公募する。ただし、法令等に特別の定めがあるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(協働における原則)</p> <p>第27条 市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づき行わなければならない。</p> <p>(1) 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。</p> <p>(2) 目的を共有するとともに、協働の企画、実施、評価及び改善の過程並びにその成果を公開すること。市にあっては、これらの情報を適時に、かつ、適切な方法で公開すること。</p> <p>2 市は、前項に定めるもののほか、市民及び事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自主性を尊重しなければならない。</p>			

名称	豊中市自治基本条例	寝屋川市みんなのまち基本条例	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	吹田市自治基本条例
	<p>(協働の推進)</p> <p>第 28 条 市は、市民、事業者及び市との間における協働を進めるため、その仕組みづくりその他必要な施策を実施しなければならない。</p> <p>(パートナーシップ協定)</p> <p>第 29 条 市民、事業者及び市は、協働によるまちづくりを進めるため、計画の策定、実施又は評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた協定(次項において「パートナーシップ協定」という。)を締結することができる。</p> <p>2 市民、事業者及び市は、パートナーシップ協定に定める内容を誠実に履行しなければならない。</p>			
住民投票	<p>(市民投票)</p> <p>第 30 条 市内に住所を有する満 18 歳以上の者(外国人を含む。第 3 項において同じ。)は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。</p> <p>3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満 18 歳以上の者とする。</p> <p>4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(住民投票制度)</p> <p>第 25 条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、住民投票制度を設けることができる</p>		<p>(住民投票の実施等)</p> <p>第 21 条 市長は、市政の重要事項について、広く住民の意思を確認するため、その都度、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 第 1 項の条例においては、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとし、</p> <p>(住民投票に関する条例の制定請求)</p> <p>第 22 条 本市において選挙権を有する者は、市政の重要事項について、地方自治法の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、前条第 1 項の条例の制定を請求することができます。</p>
内外の連携協力	<p>(国又は他の地方公共団体との連携)</p> <p>第 31 条 市は、共通する課題を解決するため、国、大阪府又は他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。</p>	<p>(国、他の自治体等との連携)</p> <p>第 23 条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする</p>		<p>第 31 条 市は、共通する課題を解決するため、国及び大阪府その他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。</p>
条例の見直し等	<p>附 則</p> <p>市長は、市民自治の推進状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行後 3 年以内に、運用状況について検討を加えなければならない。この場合において、市民及び事業者は、市長に対して、この条例の運用状況及び見直しについて意見を述べることができる。</p> <p>市長は、前項の検討の結果を公表するとともに、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(条例の検証)</p> <p>第 26 条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第 16 条 市は、地域力を活かした市民と市の協働のまちづくりの推進状況の継続的な把握に努め、この条例の施行後 5 年を超えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしいものであるかについて検討を行うものとする。</p> <p>2 市は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 市は、第 1 項の規定による検討を行い、及び前項の規定による必要な措置を講ずるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第 32 条 市長は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、その結果、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとし、</p>



大阪府内の自治基本条例比較表 NO. 3

名称	阪南市自治基本条例	大阪狭山市自治基本条例	箕面市まちづくり理念条例	箕面市市民参加条例
前文	<p>阪南市は、緑豊かな和泉山脈と波静かな茅渟(ちぬ)の海に囲まれ、温暖な気候風土という自然環境にも恵まれ、熊野古道へと続くにしえの歴史街道や秋のやぐら祭り等に見られる歴史的遺産や文化的資産も数多く継承されています。</p> <p>私たち阪南市民は、これまで先人が築き上げてきた歴史、培ってきた文化、多様な産業と豊かな自然を受け継ぎながら自らの知識や経験・創造性を活かし、すべての人が思いやりを持ち、人と人とのつながりをひろげ、次世代を担う子どもたちをはぐくみ、平和で明るく豊かな安心・安全のまちづくりを推進し、将来にわたって持続可能な社会を次の世代へ引き継ぐ責任があります。</p> <p>一方、地方分権が進むこれからの時代は、地方自治が大きく変化し、まちづくりをこれまでの行政主導から市民主導へと大きく転換しなければなりません。私たちは、今日までの市民参画を更に発展させ、自治の主役である市民によるまちづくりがより一層推進できる仕組みを構築する必要があり、これまで以上に市民、議会及び執行機関が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことが求められます。</p> <p>そのため、市民一人ひとりの人権が尊重され、生活するすべての市民が、このまちで永く学び働き住んで良かったと思えるよう、市民同士が交流を深め、補完し合い、市民相互の協働並びに市民、議会及び執行機関との協働を基本とし、適切に役割と責任を明らかにしたうえで分担し合い、自己決定及び自己責任による個性豊かな持続性のある地方自治を推進しなければなりません。</p> <p>よってここに、よりよい阪南市をつくるための最高規範として、阪南市自治基本条例を制定します。</p>	<p>大阪狭山市は、古事記、日本書紀にも記された日本最古のため池として知られる狭山池をまちの中央に抱き、狭山神社や三都神社、陶器山などに身近な緑が残り、それらの空間は市民の憩いや安らぎの場として親しまれています。</p> <p>教育、福祉、医療などの環境も整って、日常生活の快適さを実感できるまち、市民の文化活動やボランティア活動の盛んなまちとして発展してきました。</p> <p>地方分権の進展や少子高齢化の進行、人口減少社会の到来など大阪狭山市を取り巻く環境が大きく変化する中、様々なまちづくりの課題に的確に対応していくためには、市政のあり方をできるだけ市民に身近なところで決定する市民自治によるまちづくりを推進することがたいへん重要になってきています。</p> <p>市民自治によるまちづくりを推進するためには、お互いの立場や考え方の違いを認め合い、合意に向けて対話を重ねることが重要であり、そこで生まれた人と人とのつながりが、市民力、地域力となってまちづくりを進めていく原動力になると私たちは信じています。</p> <p>私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大阪狭山市を次世代に引き継いでいくために、日本国憲法に掲げられた地方自治の本旨に則り、市民、議会及び市がそれぞれ市民自治の担い手であることを自覚し、誰もが主体的にまちづくりに参画し、協働する市民自治の確立をめざして、この条例を制定します。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、市の目指すまちづくりの理念を明らかにすることによって、基本的人権と良好な環境を大切にす風土をはぐくみ、市及び市民が協働してまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(まちづくり規範)</p> <p>第二条 市及び市民は、前条の目的を達成するため、次に掲げる規範に基づき、それぞれの役割と責務に応じ、行動するよう努めるものとする。</p> <p>一 まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進める。</p> <p>二 まちづくりは、市と市民との信頼を深めることにより進める。</p> <p>三 まちづくりは、市民相互の信頼及び社会連帯を深めることにより進める。</p> <p>四 まちづくりは、文化の多様性を尊重して進める。</p> <p>五 まちづくりは、地球環境保全の視点から進める。</p> <p>六 まちづくりは、都市の個性を表現するものとして進める。</p> <p>第二章 市民主体のまちづくり</p> <p>(まちづくりの主体)</p> <p>第三条 市民は、まちづくりの主体であって、まちづくりに参加することにおいて平等であり、市民相互に協働するとともに、市と協働してまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(市民参加のまちづくり)</p> <p>第四条 市長は、市民がまちづくりに参加することができるように、その条件の整備及び情報の公開に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の形成を図るため、自主・自立のまちづくりに努めるものとする。</p> <p>第三章 健康と福祉のまちづくり</p> <p>(健康と福祉のまちづくり)</p> <p>第五条 市及び市民は、福祉の向上を図るため、地域社会における市民の社会連帯を深めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市長は、市民の健康増進、生活援助及び社会参加を進めるとともに、都市環境整備に当たっては、市民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりに努めるものとする。</p> <p>第四章 文化創造のまちづくり</p> <p>(文化創造のまちづくり)</p> <p>第六条 市民は、感動を分かち合える文化創造のまちづくりに努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市民生活に潤いと豊かさをもたらす自然の恵み及び歴史の継承並びに伝統文化の保護及び継承に努めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、まちづくりにおける市民参加の基本的な事項を定めることにより、市と市民が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「市民参加」とは、市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること及び市が事業を実施する段階で市と市民が協働することをいう。</p> <p>この条例において「協働」とは、市と市民がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいう。</p> <p>(市民参加の推進に関する基本理念)</p> <p>第三条 市民参加の推進は、市民のもつ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、市と市民が協働して市民福祉の向上と将来のより良いまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする。</p> <p>市民参加は、地方自治の本旨に基づき適正に運営されなければならない。</p> <p>(市長の責務)</p> <p>第四条 市長は、市民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう市民参加の機会の提供に努めるとともに、市民参加を円滑に推進するための行政情報の公開に努めなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第五条 市民は、市民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めるものとする。</p> <p>(会議公開の原則)</p> <p>第六条 市の執行機関に置く附属機関の会議は、規則で定める場合を除き、公開するよう努めなければならない。</p> <p>(委員の市民公募)</p> <p>第七条 市の執行機関は、市民の資格において附属機関の委員を任命しようとする場合は、その全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。前項の公募の方法については、別に定める。</p> <p>(市民投票の実施)</p> <p>第八条 市長は、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
条例の目的・用語定義	<p>(目的)</p> <p>第11条 この条例は、阪南市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会の役割及び責務、執行機関の責務並びに市政の運営及び地域の活動に関する基本的事項を定めることにより、自治を確立することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の市民自治の基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務、議会等の役割及び責務、市長及び職員の責務、市民参画の推進、コミュニティの尊重等並びに市政運営の原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の目指すまちづくりの理念を明らかにすることによって、基本的人権と良好な環境を大切にす風土をはぐくみ、市及び市民が協働してまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(まちづくり規範)</p> <p>第二条 市及び市民は、前条の目的を達成するため、次に掲げる規範に基づき、それぞれの役割と責務に応じ、行動するよう努めるものとする。</p> <p>一 まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進める。</p> <p>二 まちづくりは、市と市民との信頼を深めることにより進める。</p> <p>三 まちづくりは、市民相互の信頼及び社会連帯を深めることにより進める。</p> <p>四 まちづくりは、文化の多様性を尊重して進める。</p> <p>五 まちづくりは、地球環境保全の視点から進める。</p> <p>六 まちづくりは、都市の個性を表現するものとして進める。</p> <p>第二章 市民主体のまちづくり</p> <p>(まちづくりの主体)</p> <p>第三条 市民は、まちづくりの主体であって、まちづくりに参加することにおいて平等であり、市民相互に協働するとともに、市と協働してまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(市民参加のまちづくり)</p> <p>第四条 市長は、市民がまちづくりに参加することができるように、その条件の整備及び情報の公開に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の形成を図るため、自主・自立のまちづくりに努めるものとする。</p> <p>第三章 健康と福祉のまちづくり</p> <p>(健康と福祉のまちづくり)</p> <p>第五条 市及び市民は、福祉の向上を図るため、地域社会における市民の社会連帯を深めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市長は、市民の健康増進、生活援助及び社会参加を進めるとともに、都市環境整備に当たっては、市民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりに努めるものとする。</p> <p>第四章 文化創造のまちづくり</p> <p>(文化創造のまちづくり)</p> <p>第六条 市民は、感動を分かち合える文化創造のまちづくりに努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市民生活に潤いと豊かさをもたらす自然の恵み及び歴史の継承並びに伝統文化の保護及び継承に努めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、まちづくりにおける市民参加の基本的な事項を定めることにより、市と市民が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「市民参加」とは、市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること及び市が事業を実施する段階で市と市民が協働することをいう。</p> <p>この条例において「協働」とは、市と市民がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいう。</p> <p>(市民参加の推進に関する基本理念)</p> <p>第三条 市民参加の推進は、市民のもつ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、市と市民が協働して市民福祉の向上と将来のより良いまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする。</p> <p>市民参加は、地方自治の本旨に基づき適正に運営されなければならない。</p> <p>(市長の責務)</p> <p>第四条 市長は、市民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう市民参加の機会の提供に努めるとともに、市民参加を円滑に推進するための行政情報の公開に努めなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第五条 市民は、市民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めるものとする。</p> <p>(会議公開の原則)</p> <p>第六条 市の執行機関に置く附属機関の会議は、規則で定める場合を除き、公開するよう努めなければならない。</p> <p>(委員の市民公募)</p> <p>第七条 市の執行機関は、市民の資格において附属機関の委員を任命しようとする場合は、その全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。前項の公募の方法については、別に定める。</p> <p>(市民投票の実施)</p> <p>第八条 市長は、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

名称	阪南市自治基本条例	大阪狭山市自治基本条例	箕面市まちづくり理念条例	箕面市市民参加条例
	<p>(1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。</p> <p>(2) 市 基礎的な地方公共団体としての阪南市をいう。</p> <p>(3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(4) 参画 市の政策等の立案、実施及び評価に至る過程において、責任を持って自主的かつ自発的に参加し、意思形成にかかわることをいう。</p> <p>(5) 協働 互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよいまちとするために、協力し行動することをいう。</p>	<p>(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。</p> <p>(2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 参画 市民が市の政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わることをいう。</p> <p>(4) 協働 市民、議会及び市が、豊かな地域社会を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しながら協力し合うことをいう。</p>	<p>(文化創造への支援)</p> <p>第七条 市長は、市民の文化創造を活性化するために生涯学習の機会の増大を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 市長は、市民の文化創造に係る活動に対して必要な支援をすることができる。</p> <p>第五章 地球環境を視野に入れたまちづくり(環境との調和と共生)</p> <p>第八条 市及び市民は、日常生活の負荷によって環境が損なわれることのないように負荷の低減に努めるとともに、環境と調和し、及び共生するまちづくりに努めるものとする。</p> <p>第六章 個性あるまちづくり(自然との調和)</p> <p>第九条 市及び市民は、自然との調和を図りながら、安全かつ快適な住環境の形成及び個性あるまちづくりに努めるものとする。</p> <p>(多世代の共生)</p> <p>第十条 市及び市民は、地域産業及び文化の活性化並びに市民の利便性の向上を図り、多世代が共生する躍動感あふれるまちづくりに努めるものとする。</p> <p>第七章 安全なまちづくり(安全なまちづくり)</p> <p>第十一条 市長は、災害、事故、公害、犯罪等の緊急時における危機対応の体制を整備することにより、市民の生命及び財産を守るとともに、都市としての安全性及び安定性の向上に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、緊急時の市民互助が機能するための社会連帯の醸成に努めるものとする。</p>	
自治基本条例の位置づけ	<p>(最高規範性)</p> <p>第2条 この条例は、自治に関して市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、誠実にこれを遵守し、他の条例、規則等の制定、改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、本市の市民自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。</p>		
基本理念・基本原則	<p>基本理念</p> <p>第4条 未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために、主権者である市民それぞれが、互いの人権を尊重し、参画し、及び協働し、並びに市民、議会及び執行機関が協働することにより、自立した阪南市の実現を目指すものとする。</p>	<p>市民自治の基本原則</p> <p>(人権の尊重)</p> <p>第4条 市民、議会及び市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、その個性及び能力が発揮されるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(情報の共有)</p> <p>第5条 市民、議会及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。</p> <p>(市民参画)</p> <p>第6条 市は、市政運営に当たっては、市民の参画を保障するものとする。</p> <p>(協働)</p> <p>第7条 市民、議会及び市は、相互理解の下、信頼関係を深め、協働してまちづくりを推進するものとする。</p>		
市民・事業者の権利・責務	<p>(市民の権利)</p> <p>第8条 市民は、市政の主体として平等に市政の運営及び地域の活動に参画し、及び協働する権利を有する。</p> <p>2 市民は、保護すべき情報を除き、市が保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 市民は、市が提供するサービスを受けることができる。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第9条 市民は、互いに多様な価値観を認め合い、市政に関する認識を深め、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第8条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。</p> <p>2 市民は、市政に参画する権利を有する。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第9条 市民は、互いを認め合い、思いやり、意思の疎通を図り、協力しながらまちづくりを推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める</p>		

名称	阪南市自治基本条例	大阪狭山市自治基本条例	箕面市まちづくり理念条例	箕面市市民参加条例
	<p>参画し、及び協働し、市政の運営及び地域の活動に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、互いに市政の運営及び地域の活動に必要な情報を共有するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分任しなければならない。 (市民活動団体)</p> <p>第16条 市民は、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体(以下この条において「市民活動団体」という。)を自主的に組織することができる。</p> <p>2 市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに、地域の課題を、自らも解決するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>4 執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。</p>	<p>ものとする。 (事業者の責務)</p> <p>第10条 事業者は、社会的な責務を自覚し、地域との調和を図り、住みよい魅力あるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</p>		
市議会の責務	<p>(議会の役割)</p> <p>第10条 議会は、法令で定めるところにより、住民の直接選挙によって選出された議員で構成され、住民の声を市政に反映する市の意思決定機関である。</p> <p>2 議会は、市政の運営を監視する役割を担う。 (議会の責務)</p> <p>第11条 議会は、意思決定機関であることの責任を常に認識し、公平な判断及び長期的展望をもって意思決定に臨むものとする。</p> <p>2 議会は、開かれた議会運営のために、その保有する情報を積極的に公開し、市民との情報共有に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、議決に当たっての意思決定の過程を市民に明らかにするものとする。 (議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、前2条に規定する議会の役割及び責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 議員は、多様な住民の意思及び地域の課題を、市政に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>(議会の役割)</p> <p>第11条 議会は、二代表制の下、市民の代表者である議員によって構成される意思決定機関として、及び適正かつ効率的に行政運営が行われているかを監視する機関として、常にその機能の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、政策立案機能の向上を図るため、積極的に調査研究するものとする。 (議会の責務)</p> <p>第12条 議会は、審議に関する情報及び議会活動に関する情報を市民と共有することにより、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、議会に対する市民の関心を高めるとともに、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。 (議員の責務)</p> <p>第13条 議員は、市民自治の基本原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、議会活動に関する情報及び市政の状況等について、市民に分かりやすく説明するよう努めるものとする。</p>		

名称	阪南市自治基本条例	大阪狭山市自治基本条例	箕面市まちづくり理念条例	箕面市市民参加条例
執行機関の責務・役割	<p>(市長の責務)</p> <p>第13条 市長は、住民の直接選挙によって信託されたものであって、市の代表者として市を統轄するとともに、市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市長は、他の執行機関と協力し、市政を簡素かつ効率的に運営しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の目的のため、職員的能力向上に努めるとともに、職員を適正に配置しなければならない。</p> <p>4 市長は、その保有する情報を市民と共有するように努めなければならない。</p> <p>5 市長は、市民が参画する機会の拡充に努め、その成果を尊重しなければならない。</p> <p>(市長を除く執行機関の責務)</p> <p>第14条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政の運営に努めるものとする。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第15条 職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めるとともに、創意工夫して効率的に職務を遂行しなければならない。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第14条 市長は、市の代表者として、市民の信託に応えるため、市民自治の基本原則に基づき、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の目的を達成するため、職員を適切に指揮監督し、人材の育成を図らなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第15条 職員は、全体の奉仕者であることを認識し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民との信頼関係を築くよう努めるものとする。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の習得に努めるとともに、創意工夫して効率的に職務を遂行するものとする。</p>		
市政運営	<p>(参画及び協働の原則)</p> <p>第5条 市政の運営及び地域の活動に取り組むに当たっては、市民の参画する機会が保障されるとともに、市民、議会及び執行機関が協働することを原則とする。</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第6条 市民、議会及び執行機関は、市政に関する情報を共有することを原則とする。</p> <p>(財政自治の原則)</p> <p>第7条 市は、自立した市政の運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を適正かつ効果的に活用し、歳入と歳出の調和のとれた財政運営を行うことを原則とする。</p> <p>(計画策定等における市民参画)</p> <p>第17条 執行機関は、次に掲げる事項を実施するとき、あらかじめその事項を公表し、市民の参画の手続を実施しなければならない。</p>	<p>(市民参画の推進)</p> <p>第16条 市は、市民の参画の機会が保障されるよう、次条から第20条までに定めるもののほか、多様な市民の参画の仕組みを整備するよう努めるものとする。</p> <p>(審議会等への参画)</p> <p>第17条 市は、審議会等の委員を選任する場合は、原則として、その一部を市民からの公募により選任するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開するものとする。</p> <p>(市民意見提出手続)</p> <p>第18条 市は、重要な条例の制定及び改廃、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定又は変更等をしようとする場合は、その案を市民に公表し、市民から意見の提出を受けるとともに、提出された市民の意見に対する市の考え方を公表するものとする。</p>		

名称	阪南市自治基本条例	大阪狭山市自治基本条例	箕面市まちづくり理念条例	箕面市市民参加条例
	<p>(1) 基本構想(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項に規定する総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想をいう。第 26 条において同じ。)及びこれの実現のための基本計画の策定</p> <p>(2) 市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃</p> <p>(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃</p> <p>2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の手續を実施しないことができる。</p> <p>(1) 関係法令等の制定又は改廃に基づくとき。</p> <p>(2) 軽微な改変にとどまり、実質的な改変を伴わないとき。</p> <p>(3) 補助機関の服務等に関するとき、又は機構の改変に関するとき。</p> <p>(4) 緊急に実施しなければならないとき。</p> <p>(市民参画の手續)</p> <p>第 18 条 前条の手續は、同条第 1 項に掲げる事項の内容に応じ、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1) 附属機関等への委員公募</p> <p>(2) パブリックコメント</p> <p>(3) 公聴会の開催</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認めるもの</p> <p>2 執行機関は、前項各号に掲げる方法の実施に当たっては、公平性及び中立性の保持に配慮しなければならない。</p> <p>3 第 1 項各号に掲げる方法の実施について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(市民参画の推進)</p> <p>第 19 条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、前 2 条に定めるもののほか、制度の整備を図るものとする。</p> <p>(情報の収集及び活用)</p> <p>第 20 条 議会及び執行機関は、市政の運営に必要な情報を収集し、有効に活用しなければならない。</p> <p>2 議会及び執行機関は、市民が容易に情報を得られるよう、適切な仕組みを整備しなければならない。</p> <p>(情報公開等)</p> <p>第 21 条 議会及び執行機関は、市民の参画及び協働の実効性を確保するため、その保有する情報を、保護すべき情報を除き、速やかにかつ積極的に公開しなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する意見の提出に関し必要な事項は別に定める。(学習機会の提供)</p> <p>第 20 条 市は、市民がまちづくりに関し理解を深めるため、必要な学習の機会の提供に努めるものとする。</p> <p>(コミュニティの尊重等)</p> <p>第 21 条 市民、議会及び市は、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、市民の自主的かつ自立的な活動(以下「コミュニティ活動」という。)を尊重するものとする。</p> <p>2 市民は、積極的にコミュニティ活動に参加し、地域の課題解決に向けて協力して行動するものとする。</p> <p>3 市長は、市民がまちづくりの重要な課題について話し合うために対話と交流の場を設ける場合において、その運営に関して必要な支援を行うものとする。</p> <p>(総合計画)</p> <p>第 22 条 市長は、市政運営の指針となる総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行うものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、あらかじめその計画に関する情報を市民に提供し、広く市民が参画できるよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、行政分野ごとの計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図るものとする。</p> <p>(組織編成)</p> <p>第 23 条 市は、市民に分かりやすく、社会情勢の変化に柔軟に対応できる簡素で機能的な組織編成に努めるものとする。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第 24 条 市長は、収入の確保に努めるとともに、中長期的な財政計画を策定し、効率的かつ効果的な財政運営を行うものとする。</p> <p>2 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民に分かりやすく公表するものとする。</p> <p>(行財政評価)</p> <p>第 25 条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、政策、施策及び事務事業の評価を行うものとする。</p> <p>2 市は、評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、行財政運営に適切に反映するものとする。</p>		

名称	阪南市自治基本条例	大阪狭山市自治基本条例	箕面市まちづくり理念条例	箕面市市民参加条例
	<p>2 議会及び執行機関は、附属機関等の会議及び会議録を、保護すべき情報を除き、公開しなければならない。</p> <p>3 市民は、地域の課題を解決するため、互いにその保有する情報の共有に努めるものとする。</p> <p>4 執行機関は、前項の共有のため、必要に応じて支援しなければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項に規定する公開の手續について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第22条 議会及び執行機関は、その保有する個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を行うために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 議会及び執行機関は、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する市民の権利を明らかにしなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する措置及び権利について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第23条 執行機関は、市政の運営に関する重要な事項の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について、市民に情報の提供を行うとともに、わかりやすく説明しなければならない。</p> <p>(意見、要望等への応答)</p> <p>第24条 議会及び執行機関は、市民から市政一般に関する意見、要望等を受けたときは、迅速かつ誠実に応答するとともに、市政に反映させる必要に応じ、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(情報公開)第26条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政運営と市民の参画を推進するため、その保有する情報を公開するよう努めるものとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第27条 市は、保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>(説明責任及び応答責任)</p> <p>第28条 市は、政策等の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明するものとする。</p> <p>2 市は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答するものとする。</p>		
住民投票	<p>住民投票</p> <p>第25条 住民は、市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項について、広く住民の意思を確認する目的のため、住民投票の実施を市長に請求することができる。</p> <p>2 議会及び市長は、前項の目的のため、自ら住民投票の実施を発議することができる。</p> <p>3 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。この場合において、投票資格者を定めるに当たっては、十分に検討を行うものとする。</p> <p>4 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を最大限尊重するものとする。</p>	<p>(住民投票制度)</p> <p>第19条 市長は、市政に関する重要事項について、市民の意思を直接、確認する必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 第1項の条例においては、それぞれの重要事項に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>		

名称	阪南市自治基本条例	大阪狭山市自治基本条例	箕面市まちづくり理念条例	箕面市市民参加条例
内外の連携協力	<p>他の機関との連携</p> <p>第27条 市長は、自治の確立のため、国及び大阪府と協力し、適切に役割を分担することにより、課題の解決に取り組むものとする。</p> <p>2 市長は、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。</p>	<p>(国及び他の地方公共団体との関係)</p> <p>第29条 市長は、それぞれの役割分担の下、対等の立場で、国及び大阪府その他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p>		
条例の見直し等	<p>(条例の推進)</p> <p>第28条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進を図ること並びにその運用及び推進に関する検証を行うことを目的とする委員会を設置するものとする。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第29条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない範囲において、この条例の各条項の社会情勢への適合について検討を行い、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第30条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、必要に応じ見直すものとする。</p> <p>2 市長は、前項の検討及び必要な見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴かなければならない。</p>		

## (仮称)門真市自治基本条例検討ワーキンググループメンバー名簿

平成22年9月1日

	名 前	役 職	所 属 部 ・ 課 ・ グ ル ー プ		
1	河合 敏和	次 長	学校教育部		
2	中野 康宏	課長補佐	総務部	総務課	文書法規G
3	清水 順子	課長補佐	市民生活部	生活産業課	産業振興・労働G
4	平山 正和	課長補佐	都市建設部	都市政策課	企画G
5	東 弘	主 任	市民生活部	地域振興課	コミュニティ推進G
6	岩下 みゆき	上席主査	学校教育部	教育総務課	財務・施設G
7	小西 紀至	主 査	環境事業部	環境対策課	環境対策G
8	西岡 慈敏	主 査	市民生活部	地域振興課	文化・協働G
9	新徳 勇太	係 員	総務部	総務課	文書法規G
10	笠松 麻衣	係 員	総務部	人事課	人事研修G
11	高橋 恵	係 員	健康福祉部	健康福祉総務課	総務企画G
12	見通 秀一	係 員	福祉推進部	保護課	保護第1G
13	柏原 佳太	係 員	福祉推進部	保護課	保護第2G
14	山田 麻也奈	係 員	市民生活部	地域振興課	文化・協働G
15	岡澤 一登	係 員	都市建設部	建築指導課	審査指導G
16	石水 直人	係 員	都市建設部	道路課	管理G
17	川部 恭平	係 員	生涯学習部	スポーツ振興課	スポーツ振興G
18	藤田 勇貴	係 員	生涯学習部	生涯学習課	生涯学習・青少年G
19	大戸 雅之	係 員	議会事務局	総務課	総務G
20	黒崎 智彰	係 員	議会事務局	議事課	議事G
21	樋口 翼	係 員	水道局	お客さまセンター	料金G



(仮称) 門真市自治基本条例検討ワーキンググループ設置要領

(設置)

**第1条** (仮称) 門真市自治基本条例(以下「条例」という。)の制定に関し、別に設置する(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会の検討部会(以下「検討部会」という。)との情報交換を行うとともに、行政の視点に立った助言等を行い、条例制定に向けた基礎項目の検討を行うため、(仮称) 門真市自治基本条例検討ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** ワーキンググループは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 検討部会との情報交換を行うこと。
- (2) 検討部会に対し、行政の視点に立った助言等を行うこと。

(構成)

**第3条** ワーキンググループは、公募により選定された本市職員をもって構成する。

(グループリーダー及びサブグループリーダー)

**第4条** ワーキンググループにグループリーダー及びサブグループリーダーを置く。

- 2 グループリーダー及びサブグループリーダーは、ワーキンググループ構成員の互選により選出する。
- 3 グループリーダーは、ワーキンググループの会務を総理し、ワーキンググループでの検討内容を検討部会に報告し、情報の共有を図らなければならない。
- 4 サブグループリーダーは、グループリーダーを補佐し、グループリーダーに事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

**第5条** ワーキンググループの庶務は、総合政策部企画課で行う。

**附 則**

この要領は、平成22年7月30日から施行する。